

厚岸町議会 第2回定例会

平成20年6月19日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、大野議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。
昨日6月18日、議会運営委員会を開催いたしました。意見書が提出されます。意見書は3本で、意見書案第8号 地域医療の確保に関する要望意見書、意見書案第9号 安定的な雇用確保に関する要望意見書、意見書案第10号 地方税財源の充実・強化を求める要望意見書、この3件については本会議において審査をすることといたしました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 日程第3、議案第55号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第55号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。
議案書63ページでございます。
地方税法の一部を改正する法律が4月30日、法律第21号として公布されたところでございます。今回の町税条例の一部改正につきましては、同法の一部を改正する法律の規定中、個人住民税における寄附金税制の拡充、いわゆるふるさと納税に係る改正、上場株式等の軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大、個人住民税における公的年金等か

らの特別徴収制度の導入、公益法人制度改革に伴う法人町民税の改正、その他引用条項の整理、字句の整理が主な内容でございます。

同じく議案書の63ページでございますが、改正の内容の説明につきましては、昨日請求のありました資料、議案第55号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表、右上欄に改正要旨施行期日入という資料により説明をさせていただきます。

なお、資料は逐条で説明することから、改正規定の内容の説明が前後いたしますことと、改正要旨欄に施行期日を入れたことに伴い、改正要旨を若干削らなければならない調整が必要となりました。したがいまして、提案説明に当たりましては、改正要旨欄に書かれているところは極力同じことを説明せず、改正の内容がどういう内容なのかということにできるだけ限らせていただいて、改正要旨欄につきましては説明を省略させていただく部分があることをご了承いただきたいと思います。

それでは、資料1ページからご説明申し上げます。

町税条例の一部を改正する条例であります。

第12条、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金、第1項及び同項第1号は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴う規定の追加に伴う引用条項、これは第33条の6の4第1項、これは資料の9ページに出てきますが、この引用条項の整理及び字句の整理でございます。

第27条、所得割の課税標準、第3項及び第5項は、寄附金税額控除の規定、これは資料の2ページに出てまいりますが、第28条の7に寄附金の税額控除の規定が出てまいります。これが追加されたことに伴い、当該項において引用している条番号を繰り下げる改正及び字句の整理でございます。

資料の2ページでございます。

第28条の2、所得控除でございます。寄附金税額控除の規定、先ほど申し上げました第28条の7が追加され、かつこれまでの所得控除から税額控除へ改正されたことから、当該規定中から「寄附金控除額」を削除するものでございます。

第28条の7第1項は、寄附金税額控除の規定の追加でございます。個人住民税における寄附金税制の見直しで、いわゆるふるさと納税に係る規定の追加でございます。内容は、寄附金のうち適用下限額を5,000円を超える場合、その超える部分について一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されるもので、対象寄附金は総所得金額等の30%を上限とし、控除方式をこれまでの所得控除方式から税額方式にするものでございます。

第1号は、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金の規定でございます。

第2号は、社会福祉法に規定する主たる事務所を道内に有する共同募金会、それから道内に事務所を有する日本赤十字社の支部に対する寄附金と規定するものでございます。

なお、このたびの地方税法の一部改正において、所得税の寄附金控除の対象の中から都道府県または市町村が住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、条例で定めるところにより、指定できる寄附金控除制度も拡充されたところでございます。当該指定寄附金につきましては、現在その指定できる寄附金について精査・検討中でございます。その寄附金が決定次第、次期議会に所要の改正を行う町税条例の一部を改正する条例案を提出したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

この理由につきましては、今回、北海道もこの対象になってございます。北海道の第

2 回定例会ではまだこの寄附金の指定が出されていないということでございます。そうした場合、北海道が例えば A という団体を指定した場合、そして厚岸町がその A を指定しない場合、この寄附金控除が北海道に対する道民税 4 % 分しか寄附した方は控除にならないこと、町民税であります厚岸町の税額 6 % 分が控除にならないこと等々のいわゆる寄附金控除の税額控除について不統一が生じる可能性が十分にございます。そういう意味から、北海道ともある程度その指定する寄附金について調整を図る必要性があるとの考えから、現在、精査・検討中でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

第 2 項及び第 1 項第 1 号は、特例控除額の規定でございます。特例控除額とは、寄附金税額控除の算定に当たりまして、所得税の寄附金控除、これは所得控除でございます。この所得控除と合わせて住民税、いわゆる町道民税の寄附金税額控除が寄附金と同額となるよう控除額を算定する規定で、所得税に係る寄附金控除に係る累進税率分を当該所得段階の税率分について控除する規定でございます。言いかえますと、所得税の寄附金控除、所得控除でございますので、例えば 1 万 5,000 円を寄附した場合、5,000 円を超えた 1 万円について、所得税は所得控除でございますので、5 % の要するに 500 円のいわゆる税額の控除がなされます。今度、住民税につきましては、所得税の 5 % の税率を除いた分の全額を控除するために、一定の割合を計算式、この所得税の税率を差し引いた額を調整しなければ寄附金 5,000 円を差し引いた全額の寄附金の税額控除の額にならないことから、こういう算式が定められているところでございます。

第 2 号は、課税総所得があり課税山林所得金額、課税退職所得金額がない場合に、100 分の 90 とする規定でございます。

資料 3 ページから 4 ページにわたりますが、第 3 号イ及びロは、課税山林所得及び課税退職所得分のある場合に、表の率を適用する規定でございます。課税山林所得及び課税退職所得につきましては、18 年度の税制改正により、住民税につきましては一律 10 % となったことから、表の適用をするものでございます。

第 28 条の 8、外国税額控除及び第 28 条の 9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、第 1 項及び第 3 項は寄附金税額控除の規定、いわゆる先ほどの第 28 条の 7 が追加されたことに伴う条番号の繰り下げ及び引用条項の整理でございます。

資料 4 ページから 6 ページにわたりますが、第 29 条の 3、町民税の申告、第 1 項及び第 4 項は、同じく寄附金税額控除の規定が追加されたことに伴います「寄附金控除額」という規定があった字句を削除するものでございます。

30 条の 2、個人の町民税の徴収方法、第 1 項は、第 33 条の 3、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、第 33 条の 6 の 2 第 1 項もしくは第 2 項、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収、第 33 条の 6 の 5、年金所得に係る仮特別徴収額の公的年金等からの特別徴収導入に係る引用条項及び字句の整理でございます。第 2 項も同じく字句の整理でございます。

次に、第 32 条、個人の町民税の納税通知書は、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額の算出の規定で、第 33 条の 6 第 1 項または 33 条の 6 の 6 第 1 項、これは地方税法第 321 条の 7 の 7 の第 1 項または第 3 項を引用してございますが、この規定により特別徴収の方法によって徴収されなくなった税額を合算して算出する規定でございます。

資料 6 ページでございます。

第33条の3、みなしの改正及び第1項並びに同項第1号は、字句の整理でございます。
みなしの改正につきましては、公的年金の特別徴収規定が追加されたことによりまして、個人の町民税の特別徴収を給与所得に係る個人の町民税の特別徴収に改めることにより、給与所得の特別徴収と年金所得の特別徴収の規定との区別を明らかにするものでございます。

第2項は、給与所得及び公的年金以外の所得がある場合についての規定でございます。

第33条の3第2項のただし書き、これは第29条の3第1項の規定にリンクするわけですが、この規定に基づく町民税の申告において普通徴収によって徴収されたい旨の記載がある場合を除き、当該給与所得及び公的年金以外の所得に係る所得割額を年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収する規定でございます。いわゆる給与所得それから公的年金以外の所得がある場合も公的年金から特別徴収できることになっておりますが、申告にそれをしないという場合を除いて、年金から特別徴収を受けるという規定でございます。

第3項は、第2項本文により給与所得及び公的年金以外の所得についても特別徴収するとした場合において、当該給与所得者から給与所得及び公的年金以外の所得について、その全部または一部について普通徴収により徴収する旨の申し出があった場合、普通徴収により徴収するものと規定しているところでございます。この申し出というのは、当然納税義務者でございます。

第4項は、引用条項及び字句の整理でございます。

資料7ページから8ページでございます。

第33条の4、第33条の5、第33条の5の2、第33条の6、同条第2項は、個人の町民税の公的年金等からの特別徴収制度導入に伴う各条の見出しの改正及び当該条項に係る字句の整理でございます。これは、先ほど説明いたしましたとおり、公的年金の特別徴収規定が追加されたことに、単に特別徴収という規定では公的年金等との区別が明確でないため、「給与所得」等という字句を追加するものでございます。

第33条の6の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、第1項、同項第1号から第3号は、個人住民税の公的年金等から特別徴収制度の導入の規定の追加でございます。地方税法の一部改正により、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の広域化を図る観点から、個人住民税を公的年金等から特別徴収する制度が導入されたところでございます。対象年金は国民年金法に基づく老齢基礎年金とし、対象税額は公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額で、対象者は個人住民税の納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払いを受けた方であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方で、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する金額を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に給付される老齢年金等から特別徴収する規定でございます。

この2分の1というのは、10月から3月までの間、いわゆる年金は偶数月に支給されるところでございます。初年度におきましては、2月から徴収することは不可能でございます。後ほど施行期日を申し上げますが、21年10月1日から特別徴収することとされておりますので、当然、住民税の額の2分の1を徴収するという規定でございます。た

だし、第1号、当該年度の1月1日以後引き続き町の区域に住所を有しない者、第2号、老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合と、町の行う介護保険の介護保険法第135条第5項に規定する特別対象被保険者でない者、第3号、特別徴収の方法によって徴収することとした場合、当該年度において年金給付の支払いを受けなくなると認められる者、これらは除くものとするものでございます。

当該特別徴収は、平成21年10月以後に支払われる老齢年金給付から実施するものでございます。先ほど対象年金を説明いたしました、対象年金は国民年金法に基づく老齢基礎年金等の老齢または退職を支給事由とする年金とし、対象となる年金が2以上ある場合は、1の年金を特別徴収対象年金とするという規定でございます。

なお、介護保険料、国民保険税の特別徴収は、障害者年金、遺族年金も対象としていくところでございますが、この個人住民税につきましては、障害者年金、遺族年金につきましては非課税とされていることから、当該障害者年金、遺族年金からの特別徴収はしないものとされているところでございます。

資料9ページ、2項は、給与所得及び公的年金以外の所得がある場合について、第33条の3第2項ただし書きに規定する場合を除き、給与所得及び公的年金以外の所得割額を年金所得に係る特別徴収額に加算して特別徴収の方法によって徴収するという規定でございます。

第3項は、平成21年4月1日から平成21年9月までの間は、年金所得に係る特別徴収税額の2分の1を普通徴収により徴収する規定でございます。これは、先ほど述べましたとおり、初年度におきましては10月からの年金からの徴収ということで、4月から特別徴収ができないことから、住民税の2分の1を21年度の10月から特別徴収をするという規定でございます。

33条の6の3、年金所得に係る特別徴収額の特別徴収をする者の規定で、特別徴収義務者は、地方税法第321条の4第2項特別徴収対象年金支給を支払いする者、いわゆる年金保険者とするものでございます。以後、これは年金保険者と表現をさせていただきます。

第33条の6の4第1項は、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務は、年金保険者が支払回数割特別徴収税額について、徴収した翌月の10日までに納入しなければならないとする規定でございます。

第2項は、支払回数割特別徴収税額の規定で、当該特別徴収対象年金給付の支払回数により、年金所得者に係る特別徴収の支払回数で除して得た額とする規定でございます。例を申し上げますと、年金所得に係る住民税が6,000円とした場合、一般的に年金給付月であります偶数月が6回でございます。つまり、1の年金支給日に1,000円の特別徴収をするという意味の規定でございます。

資料10ページ、第33条の6の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等、第1項は、仮特別徴収の規定で、前年の10月1日からその翌年の3月31日までに特別徴収されていた特別徴収の対象者について、当該年度の初日から9月30日までの間に年金が支給される場合において、給付される年金から仮特別徴収する規定でございます。これは、来年の10月1日以降は確定の住民税の徴収をいたしますが、再来年の徴収につきましての規定でございまして、9月までの間に支給される年金について仮特別徴収をするという規定で

ございます。

第2項は、第1項の規定による仮特別徴収された場合、当該年度の10月1日からその翌年の3月31日までに特別徴収する額は2分の1とあるのは、既に仮特別徴収された額を控除とする規定でございます。これにつきましては、仮特別徴収額が2分の1の額に相当する額を仮特別徴収するという規定になってございますので、2分の1という数字を仮特別徴収された額という控除に規定するものでございます。

第3項は、仮特別徴収の場合も、第33条の6の3、年金所得に係る特別徴収の税額の特別徴収をする者の規定で、特別徴収義務者は地方税法第321条の4の4第2項、特別徴収対象年金給付を支払いする者とする規定の準用規定でございます。

第33条の6の6、年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れ、第1項は、特別徴収されないこととなった場合に、普通徴収により納付する規定でございます。

資料の11ページ、第2項は、地方税法第321条の7の7第3項の規定により、特別徴収されないこととなった場合で、既に特別徴収した額がある場合で、過納または誤納に係る額について、当該納税義務者に未納金がある場合には、当該未納金に充当できるという規定でございます。

第34条、町民税の減免、第4号は、公益法人制度改革に伴い、公益社団法人及び公益財団法人を減免の対象とする規定でございます。平成18年6月に制定されました公益法人関連3法案に基づき、本年11月末日をもって現在の公益法人制度等が廃止され、本年12月1日から新たに一般社団法人・財団法人の制定が実施されることとなったことに伴う改正でございます。公益法人制度改革につきましては内容を省略させていただきます。

第42条は、公益法人制度改革に伴う字句の整理でございます。

資料12ページ、附則の改正でございます。

第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例は、当分の間、租税特別措置法第40条第3項の規定を受けた公益法人を個人とみなして、個人の町民税を課する規定でございます。

第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲と、第3項は引用条項の整理でございます。

第6条第3項は、13ページになりますが、法律番号の削除でございます。租税特別措置法「(昭和32年法律第26号)」、この年と番号を削るものでございます。

第7条第2項及び第7条の3は、引用条項の整理でございます。

資料14ページ、第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございます。

第1号は、課税山林所得金額を有する場合、第2号は、課税退職所得を有する場合、第28条の7第2項1号に定める特例控除額に係る表の規定を適用する内容でございます。

第3号は、土地譲渡所得がある場合の特例税率を100分の50に調整する規定でございます。

第4号は、短期譲渡所得がある場合、特例税率を100分の60に調整する規定でございます。

第5号は、上場株式等所得に係る税率を100分の75に調整する規定でございます。

なお、この調整は、各号の所得につきましては分離課税でございますので、一律10%の税率となっていないところでございます。そのために、表に掲げる率を当てはめた場

合、寄附金税額控除が減額にならない可能性がある所得があることによりまして、このような特例規定を設けているところでございます。

資料14ページから15ページになります。

第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町税の課税の特例でございます。

第1項は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、その適用期限を3年延長し、平成24年までとする改正でございます。

第2項は、免税対象牛の売却頭数が2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については免税所得から除外する規定でございます。

第2項第2号及び第3項は、引用条項の整理でございます。

肉用牛の規定の中におきまして、租税特別措置法が同時に改正されてございます。現行では飼育牛の品種にかかわらず一律売却価格100万円未満の飼育牛を免税対象牛としておったところ、売却価格20万円以下の乳用種を免税対象牛の対象範囲から除外される改正が租税特別措置法のほうで改正されているところでございます。

資料16ページ、第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例でございます。

第1項は、租税特別措置法の改正により、平成20年12月31日をもって10%の低減税率、所得税7%、住民税3%を廃止し、21年1月1日以後は20%、所得税15%、住民税5%となるものを、当分の間、10%の低減税率、所得税7%、住民税3%とする特例規定でございます。

第2項は、合計所得金額の適用を受けた場合に、第1項の特例を適用しない規定でございます。

第3項は、第1項の適用がある場合に、第1号の所得控除、これは第28条の2の所得控除の適用について、総所得金額とあるのを、総所得金額と附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得の金額とする規定でございます。

同項第2号は、同じく28条の6、所得控除のほか、各種所得控除の規定中「所得割の額」とあるのを、所得割の額と附則第16条の3第1項、上場株式に係る配当所得の金額の合計額とするという規定でございます。

同項3号は、29条の所得の計算において、附則第16条の3、上場株式に係る配当所得の金額、租税特別措置法第8条の4、上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税所得を合算する規定でございます。

同項第4号は、附則第5条の個人の町民税の非課税の範囲の規定中、第1項「山林所得金額」とあるのを「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とし、第2項中「所得割の額」とあるのを「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする規定でございます。

資料17ページでございます。

16条の4、土地譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、第3項第2号は、第28条の6、町税控除のほか各種所得控除の規定中「所得割の額」とあるのを、所得割の額と当該第16条の4、土地譲渡等に係る事業所得割の額の合計額とする規定でございます。

第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の特例でございますが、第3項第2号は、

第16条の4で説明した内容と同様で、調整控除ほか各種所得控除の規定中「所得割の額」とあるのを、それぞれ下線のとおり合計額とするものでございます。

第18条も同じく、所得控除等の規定中「所得割の額」とあるのを、所得割の額と当該18条の短期譲渡所得の所得割の額の合計額とするという規定でございます。

この第17条、それから第18条、それから第16条の4、これらの所得の規定の要するに所得割額とそれぞれの条項の土地の譲渡等に係る事業所得の合計額とするということの規定は、寄附金税額控除制度が創設されたことに伴い、総合所得を算出するために、それぞれ所得控除された後にそれぞれの長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式譲渡所得を足して総合所得を積算するための改正でございます。

第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、第1項は引用条項の整理でございます。

資料19ページ、第2項第2号は、先ほど説明いたしましたとおり、第28条の6、町税控除ほか各種所得控除の規定中「所得割の額」とあるのは、所得割の額と当該19条、株式等に係る譲渡所得割の額の合計額の規定とするものでございます。

第19条の2、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、第2項は、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座に係る株式の管理方法等に係る字句の整理でございます。

資料20ページ、第19条の3は、削除でございます。上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例措置を廃止するものでございます。ただし、平成21年度分の住民税まで軽減税率が適用されることとなる。これは旧法附則第35条の2の3、第35条の3の2、改正附則、これはこの一部を改正する条例の改正附則第2条第15項、議案の82ページになりますが、そこで規定されているものでございます。

第19条の5、源泉徴収口座内の上場株式等の配当に対する源泉徴収額の計算の特例でございます。第19条の5、源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収額の計算の特例第1項は、源泉徴収口座内配当の所得とそれ以外の配当の所得を区別してそれぞれ所得の計算をする規定でございます。

第2項は、第1項の配当についての申告の規定で、前年中に受けた配当に係る源泉徴収された配当についてもすべて記載する規定でございます。

資料21ページ、19条の6、上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定でございます。19条の6、上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除は、第1項は、源泉徴収口座に受け入れられた上場株式等の配当に対する源泉徴収額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その損失の金額の記載のある申告書を提出し、当該株式の配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除することとする規定でございます。したがって、損失部分を配当の額から控除するという規定でございます。

第2項は、当該譲渡損失のうち道民税の配当割から控除した額がある場合、前年中に受けたすべての配当に係る所得について申告する規定でございます。

第3項は、同条第1項中の規定の適用がある場合、第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例の適用についての規定で、配当所得の金額、同条第1項の規定の適用のある場合とする規定でございます。

第4項は、引用条項の整理及び配当所得控除の追加でございます。

22ページ、第5項は、第4項の適用の場合、第16条の3第1項の読みかえの規定を整理するものでございます。

第6項、第7項は、引用条項の整理でございます。

資料23ページ、20条の2、先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例、第2項第2号は、第28条の6、町税控除ほか各種所得控除の規定中「所得割の額」とあるのを、所得割の額と当該第16条の4、土地譲渡所得等に係る事業所得割の額の合計額とするという規定でございます。

第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第2項第2号は、第28条の6、町税控除等各種所得控除の規定中「所得割の額」とあるのは、所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額とする規定でございます。

資料24ページ、第3項は、条約適用配当等の特例税率を平成21年3月31日までとする規定で、租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の適用を受ける配当については100分の5を100分の3に、同法同条第3項の適用を受けるものにあつては100分の3を100分の1.8に改正するものでございます。

第5項第2号は、引用条項の整理及び同項中の「所得割の額」を所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額とする内容でございます。

資料25ページ、第6項は、引用条項の整理でございます。

租税特別措置法に係る条約配当等の説明につきましては、かなり長い説明になりますので、説明を省略させていただきます。

第20条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例、第2項は、寄附金控除が所得控除から税額控除に改正されたことに伴う読みかえ規定の整理でございます。読みかえ規定の整理の理由でございますが、第29条の3第4項が寄附金税額控除の追加に伴い、寄附金控除額が削られ、もしくは医療費控除額に改められるとともに、または寄附金税額控除が追加されたことに伴い、この項においても「若しくは医療費控除額」を「、医療費控除額若しくは社会保険料控除」に読みかえられるものでございます。

第21条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告は、非課税の適用に読みかえる規定であります。読みかえられたことによってどのようなことになるのかということでございますが、公益法人制度の改革に伴い、旧民法第34条の法人が平成21年12月1日から5年間の間に公益社団・財団法人に移行した場合に、平成21年度から平成25年度までの固定資産税に係る第42条の規定、第42条は資料11ページにございますが、法第348条第2項9号に規定する、一つの例としては学校法人等、それから第12号、一つの例としては公益社団法人または公益財団法人で学術研究を目的とする財団等でございます。これらのものに係る固定資産税を課することができない旨の適用を受けようとする場合の規定で、法附則第41条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例規定第3項の規定により、公益社団法人または公益財団法人とみなされる法人を含むものとする規定でございます。大変ややこしい説明でございますが、5年間にわたり移行期間がございまして、その間に移行したもののについての固定資産税の課税をしないという規定でございます。

第2項は、第42条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産税について準用する規定でございます。これは移行期間等々の規定でございます。

議案書の79ページにお戻りください。

本町税条例の一部改正する条例の附則でございます。

施行期日でございます。かなりはしよるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

第1条、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号、附則第20条の4第3項、条約適用配当等の特例税率の改正規定で、平成21年1月1日から適用するものでございます。

第2号は、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度導入に係る改正規定、寄附金税額控除に係る改正規定、肉用牛の売却による事業所得に係る改正規定について、平成21年4月1日から適用するものでございます。

第3号、肉用牛の売却による事業所得に係る改正規定、源泉徴収選択口座内配当等に係る計算の特例、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る改正規定につきましては、平成22年1月1日から適用するものでございます。

第4号は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例規定について、平成22年4月1日から適用するものでございます。

第5号は、公益法人及び公益財団法人の規定について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日、これは既にこの法律の施行の日は施行令で定めることとされておりまして、同法施行令は既に公布されておりまして、平成20年12月1日から適用するというものでございます。

議案書の80ページでございます。

第2条、個人の町民税に関する経過措置でございます。

第1項は、別段に定める場合を除き、改正後の町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、19年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例によるものとして適用するものでございます。

第2項は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収に係る改正規定及びこれに関連する改正規定で、平成21年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものとするものでございます。

第3項は、寄附金税額控除等の規定に係る経過措置で、町民税の所得割納税義務者が寄附金税額控除の対象となる寄附金について、平成20年1月1日以後に支出する寄附金について適用とする内容でございます。

第4項は、公益法人等に係る町民税の課税の特例で、個人とみなして課税する改正規定に関する規定で、租税特別措置法第40条第2項または第3項の規定による同条第1項後段の承認の取り消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用するものとするものでございます。

第5項は、寄附金税額控除における特例控除額の特例規定で、平成21年4月1日から同年12月31日までの間における附則第7条の4の規定中、附則第16条の3第1項を除く規定でございます。

第6項は、附則第8条第1項及び第2項の規定は平成22年度以後の個人の町民税について適用し、旧条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例にするものとなります。

第7項、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払いを受けるべき附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、同条第1項前段に規定する規定にかかわらず、第1号は、上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合は、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額、第2号は、上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合は、1万8,000円と課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額の合計額とするものとなります。

議案81ページ、第8項は、第7項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第3項の適用については、読みかえ規定となります。

第9項、附則第19条の6第1項または第4項の規定適用がある場合における第7項の規定の適用についての読みかえ規定で、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例の規定を適用する規定となります。

第10項、附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後、町民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当について適用するものとなります。

第11項は、27条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当に係る所得についての記載をした申告書を提出する場合の規定で、附則第19条の5第2項の規定にかかわらず、第1号は、少額配当等については前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得、第2号は、少額配当等以外の配当等については、前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得とするものとなります。

議案書82ページ、第12項となります。附則第19条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る旧条例附則第19条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例によるものとなります。

第13項は、附則第19条の6第1項の規定により上場株式等に係る譲渡損失の金額の申告に関する規定で、第1号は、少額配当等の額から控除した額は、前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得、第2号は、少額配当等以外の配当等の額から控除した額は、前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得とするという規定となります。

第14項は、平成22年1月1日から同年3月31日までの間における附則第19条の6第5項の規定の適用についての読みかえ規定となります。

第15項は、平成21年1月1日前行った旧条例附則第19条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとする経過措置となります。

第16項、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る規定で、議案の83ページになりますが、第1号は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円以下である場合、

当該上場株式等に係る課税譲渡所得の金額の100分の1.8に相当する金額、第2号は、上場株式等に係る課税譲渡所得の金額が500万円を超える場合、イ、9万円と、ロ、当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額の合計額とする内容でございます。

第17項は、第16項の規定の適用がある場合における附則第19条第2項の規定の読みかえ規定でございます。

第18項は、附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用についての読みかえ規定でございます。

84ページ、第19項は、附則第20条第3項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用についての読みかえ規定でございます。

第20項は、附則第20条の4第3項の規定は平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき条約適用配当等について適用し、同日前に支払いを受けるべき条約適用配当等については、なお従前の例によるものとする内容でございます。

第21項、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内における条約適用配当等の適用については、「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする内容でございます。

第3条、法人の町民税に関する経過措置で、新条例の規定中、法人の町民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始したこれらの法人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

なお、連結事業年度分の法人の町民税とは、連結事業年度とは原則として連結法人に係る連結親法人の事業年度開始の日からその終了の日までの期間をいうとされております。ただし、その期間の中途において自己の分割法人とする分割型分割を行った連結法人のその期間の開始の日から分割型分割の日の前日までの期間など一定の期間は連結事業年度に含まないとされているところでございます。細かい解説がございしますが、省略させていただきます。

第4条、固定資産税に関する経過措置でございます。新条例第42条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、改正前の民法第34条の法人に係る固定資産に対し課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第55号の提案説明とさせていただきます。

かなり税法上、地方税法あるいは租税特別措置法、条例に定める条項を引用して説明してございますが、この引用条項を引用しないで説明した場合何を引用しているかわからなくなる可能性が多分にあることから、あえて条項を指定させて説明させていただきました。その件につきましては資料をごらんいただき、なおかつこの資料の下線の部分が改正事項でございますのでご参考としていただきたく、よろしくお願いいたします。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番。

- 室崎議員 今回の改正はいろいろなことがあって、今はまあ舌をかまないでこれだけの説明をよくなさったなと思って、本当に大変だなと思いますが、税法関係はやたらわかりづらいというのは常識でありまして、そんなわけで、ごく一部しかお聞きできるところはないんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、恐らく数からいって一番町民に今回影響があるというか、具体的に変わったなということを実感させるものは、公的年金からの特別徴収、住民税だろうと思うんですね

それで、今るる説明あったんですが、こういう場合にはこういうふうにやって、こういうときには半分にして、こういうときには毎回にしてとかというようなところが物すごくたくさんあって、大もとのところがなかなかわかりづらいので、単純な形でお聞きしたいんですが、厚岸町だけが条例を変えて、そして公的年金から引き落としますよというようなことはできるはずがないわけですし、これは必ず税法の改正に伴うものだというふうに思われるんです。それで、その根拠となる地方税法じゃないかと思うんですが、今のお話をずっと聞いていると、法321条の7何々なんていうのがずっと出てきたから恐らくそのあたりかなと思うんですが、まず根拠法といいますか、これをしなければならぬ、あるいはすることができる根拠となる法律の条文と、それをまたずらずらと読まれてもちょっと恐らく頭には入らないと思うので、そのポイントは、しなければならぬとなっているのか、そういうことが条例を厚岸町が改定することができるというふうになっているのか。

それから、こういう税法なんかは特にそうなんですが、この行政規定は必ず公権解釈がついてきますよね。したがって、条文だけからこっち素人がぼんと解釈したのと公権解釈が同じかどうかというのはちょっとわからないんですよ。それで、いろいろな恐らく注釈がついてくると思うんですが、そのとき、厚岸町の場合にはこの条文によってやらなければならないということになるのか、やることができるということになるのか、そのあたりについてお聞かせをいただきたいんです。

それと、今回この条例がいわば審議の結果オーケーということになったとしまして、このような制度になったとしまして、特別徴収対象者というのは大体何人ぐらいになるのかこの町でというあたりをお聞きします。

それから、もう一つは、42条と、一番最後のページ、25ページの21条、これは附則かな、そのところに公益社団法人もしくは財団法人という言葉が出てきますが、そのときに、物すごい早口でお読みになっているからちょっと聞きづらいんですが、旧民法第34条の法人という言い方をしているとちょっと意味がわからないので、旧、民法第34条の法人という意味ではないかと思うんですよ。旧民法、新民法というのはいないんじゃないかと思うんですね。それで、これは大した問題じゃないんですが、今回、そのところは詳しい話はもちろん本題でないから省略するというので、それは結構なんですが、いわゆる民法上の法人とか、そういうものについてが変わってますよね。それで、民法第34条の法人と言われていた公益社団法人、公益財団法人は、新しい法律ができて、それで今、一般社団法人、一般財団法人という大枠の中に入っていて、その中で主務官庁の公益目的が認められた場合、その場合については非課税、いわゆる課税対象から外

れるというふうにシステムが変わる、その移行期間は5年間という話だと思うんですが、それによって実際には、まともなと言ったら悪いんだけど、実態のある公益社団法人、公益財団法人は移行していくわけですから、現実には何も変わらないんじゃないか。ペーパーカンパニーではないのかな。要するにペーパー法人だけがどんどんとここで落ちていくということになると思うんです。

それで、現在、厚岸町でそういう移行して非課税になる公益社団法人・財団法人というのは幾つぐらいあるんでしょうか。もしわかれば、そのあたりについてお聞かせいただきたい。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 6点ほどの説明かと思います。答弁漏れがありましたら、大変申しわけございませんが、ご指摘いただきたいと思います。

1つ目の地方税法における根拠でございます。

議員ご承知のとおり、地方税法、これは4月30日に公布されておりますが、改正後の法律第321条の7の2の規定により、市町村は云々、特別徴収の方法によって徴収するものとする、いわゆるできる規定ではございません。できる規定があるのは別な定めがありまして、これはちょっと省略させていただきますが、できる規定ではなく、徴収するものとするということになっている規定でございます。

ただし、これは政省令にはございません。総務省の担当課長の通知文として流れてきているところでございますが、特別の事情がある団体においては特別徴収をしないことができる。これはどういうことを指しているのかということで、いろいろ各団体から照会があって、Q&Aのようなものが出されているようでございます。それにつきましては、例えば、ある町が人口が500人と、65歳以上の方が100人おると、その100人おった方が特別徴収をされることとなった場合に、すべて電算処理をしなければ社保庁なり保険者としては特別徴収ができるシステムにはなってございません。これらは地方交付税により本年度中にいわゆる手当てをするとされておりますが、今申し上げたとおり、500人のうち100人の65歳以上の方のためにシステムを開発し、やることが地方公共団体の利益になるのかということ判断した場合に、ならないと判断される場合は特別徴収をしないことができるという課長名での通達というか、地方公共団体への文書での解釈が示されてございます。

それから、公権解釈ということで、厚岸町の場合、それらのことについて、この法の規定に基づいて、厚岸町独自としてこの条例の制定について、今前段申し上げましたこと等により、徴収しないこととできないかということでございますが、今現在、65歳以上の方で受給者としまして、概数でございますが約2,800人ほどございます。2,800人で年金所得のみとなりますと、人数といたしましては260人でございますが、この260人を多いか少ないかと判断した場合、まずこの年金受給者をどのように判定するか、これはすべて電算処理をしなければまずわかりません。

それと、老齢基礎年金等、いわゆる住民税を特別徴収できる年金とそうでない年金の区別が今のところシステム上でできてございません。例えば遺族年金、障害者年金は住民

税は非課税でございますので、この年金からは住民税は特別徴収しないという規定でございます。じゃ、その遺族年金、障害者年金と老齢基礎年金、これらをどう区別するかというのは、例えば税務署に3月15日までに確定申告に行った場合、遺族年金等々につきましては申告する必要がございません。その際、閲覧に行った場合に年金の種類がわかりません。そうしたときに、何らかの方法で今後、国税庁と総務省の間において、申告書の中に年金の種類を識別できる何らかの電算処理における方法が話し合われることと私どもは考えております。それをしなければできないことによりまして、それをするとした上で、この対象者であります2,800人の中から抽出するということでございますので、大変手間のかかる仕事でございますけれども、この抽出した人数につきましての税額計算等々によって徴収することは、総務省の担当課長の言う特定の場合には特別徴収をしなくてもよろしいと、構わないというようないわゆる文書は厚岸町にとっては該当しないのではないかと、該当しないと、このように税担当としては理解してございます。

それから、旧民法の規定でございます。

議員ご承知のとおり、この地方税法等税法改正につきましては、近年、毎年のように複雑な税制改正がなされ、市町村におきましては、大変条項が込み合っておりまして、総務省から示される昔は準則と言われたものでございますが、現在は条例（例）というものが示されます。これによって厚岸町町税条例をどのように改正するか、なおかつ専決処分をする部分としない部分をどのように分けるか、そのことによって一部改正する条例の附則がどのように改正されるか、それらをすべて条例（例）によってできるものではございません。なぜかと申し上げますと、条例（例）につきましては、一括すべて専決処分等によって改正する内容で示されます。したがって、それを見ながら、なれない担当としてどのように専決する部分としない部分を分けるかということでやらせていただいておりますが、ちょっと質問と外れましたが、その条例（例）に、「旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするべき者がすべき申告」というふうに示されておりました。

実はこの旧民法につきまして、「旧民法」という要するに表現、今は「民法」という表現を使っているところでございますけれども、この旧民法とつける意味は何かということをもまず北海道のほうに照会いたしましたら、条例（例）はそのようになっているのでつけていただきたいというお答えをまずいただきました。それで総務省まで電話をかけて聞こうといたしましたが、旧民法第34条の法人からということは、先ほど議員おっしゃられたとおり、旧民法時代に設立された法人から移行したという規定にすべく、この旧をつけて総務省としては識別、現民法第34条と旧民法第34条、この規定につきましてはたしか片仮名が平仮名になっただけで、規定の内容は変わっていないと承知しておりますが、そのように識別をしたいというように税担当者としての解釈のもとに、条例（例）に基づいたそのとおりの改正をさせていただいたところでございます。

それから、社団、財団の関係でございます。

昨日の10番議員の一般質問にお答えした、代表者の定めのない社団法人等につきましては2団体、名称は省略させていただきたいというふうに昨日答弁させていただきました。それから自治会が33団体。

(「そういうこと聞いてない。ちょっと休憩してください」の声あり)

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●税財政課長（佐藤課長） 大変申しわけございません。団体数につきましては詳細な数字は押さえてございませんが、少なくとも代表者の定めのない公益法人、財団法人につきましては5年間で移行するかしないか、これは移行する場合におきましては公益性の認定、公益社団法人、公益財団法人になる場合には認定の判断を受けなければなりません。これは民間有識者委員会の意見に基づき、内閣総理大臣または都道府県知事が認定するという規定になってございます。

(「そういったことはいいから、簡単にやってちょうだい」の声あり)

●税財政課長（佐藤課長） 該当する団体は今のところないと、そのように承知しております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 まず、公的年金の特別徴収の件なんです、非常に複雑なこれから作業をしなければならない。そうすると、聞いていまして、今の後期高齢者があって、それから介護保険のほうもあって、国保もあって、大変ですよ。その徴収に関してはまた税財政課がやっているわけでしょう。そして、そのこのところにまたこれが出てくる。一体、来年度の4月から始まるのか、10月から始まるのか、実際の実務は10月前に動かなければならないんだろうけれども、間に合うのかなという気が見えていたします。

これはやはり国保の話のときに町長に申し上げたけれども、どうも国のほうは自分たちの都合の話ばかりして、この厚岸町のようなところの担当者のことなんか全然考えていないんじゃないか。そして、これから今度、何ですか、社保庁と財務省が話し合っていて、どんなやり方したらいいだろうと決めなければならないようなものをぼんと出してきた、いつまでにやる。またこれ話がつかなくてぎりぎりになって、明日からやりなさいというときに、どなたかの質問のときに副町長がおっしゃっていたけれども、プリントアウトするだけでも丸一日かかるような書類がどさどさっと来て、それを、はい、やりなさいというようなことになったんじゃないですか。これはやはり、町長、同じことを何遍も言いますけれども、少しはこっちのことを考えてくれということは声を大にして言っていたきたい、このように思います。

それから、町民に対するPRですが、今のお話を聞いていると、この税条例がうまくないからつくらないということが言えない法体系になっているという話を今お聞きしましたので、それを加味しながらこの後私も議論しなければならないと思うんですが、年金に対してはいろいろな不信感が出ている中で、そういうものを抜きにして、そこからどんどん差っ引きますよとは何事かというような話がどんどん出てくる中で、これは厚岸町やらざるを得ないとすれば、やはり町民に対して、どういうわけでこんなことになったのかということをしちゃんと説明をしていく必要があると思います。その点についてよろしくお願いしたい。

それから、旧民法云々は大きな問題ではありませんから、別に私も固執するわけでも何でもありませんが、確かにそういう解説のほうで旧の字がついているからつけておくんだという話で、至極もつともだと思うんですが、旧民法何々の法人ではなくて、旧民法法人というふうに読むとわかりやすいんじゃないかなというふうに、これは参考までに申し上げておきますので、それは今ここでどうのこうのではなくて、一応そんな読み方も可能かなという範囲でご検討をいただければ、これは今のところ対象は明確でないというのであれば、またはっきりしたときにお聞きすればよろしいことであると、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 国との関係であります、昨日答弁をいたしましたとおりでございます。今回の町税条例の一部改正につきましては、ご承知のとおり、いわゆるねじれ国会のもとで再可決されたということで、4月30日ということでございます。そういう事情の中で、自治体においては、既に専決処分として議決を得ているものもあります。しかし、厚岸町としては重要な改正であるという中で今回提案をいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

私からは、町民の皆様に対しての周知でございます。どういうわけで、どうして住民税が年金から天引きなのかということを、わかりやすいパンフレット等を作成し、来年10月1日に対象になる方に対しては少なくともそれがわかるものを封入し、ご理解をいただいていきたいというふうに考えております。それと、それに加えて、65歳に達しられまして普通徴収から特別徴収に変わる方も当然出てくるところでございます。その辺につきましてもできる限り、電算機器等を活用しながら、事前にわかりやすい説明をしていくように努力をしてまいりたいと考えております。

当然、広報紙、ホームページ等々につきましても活用させていただきますが、防災無線やホームページ、広報紙等における説明よりも、ダイレクトでそういうことを周知するほうが効果的であり、なおかつ高齢でございます、80歳になられても元気な方もおられますが、ほとんど65歳以上を超えますと、高齢で役場に来られる方等もつらい方もお

と思われますが、そういう場合におきましては、できるだけ電話それから要請があれば出向いていって説明をする等々の措置をとってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 町長、ちょっと私の意図を一部取り違えられているような気がするのですが、もう一度言いますが、私は、この条例改正を専決処分で早くしなかったからどうだとか、そんなことを言っているんじゃないんです。今回、専決処分で国のほうがやりなさいと言っている、大事なものについてはこうやって出すよというのはよくわかっています。そんなことは全く言っていないから。

ただ、そうじゃなくて、今の担当者の話を聞いていますと、専決処分でやろうが、今日やろうが、その大もとになるところでまだ決まっていなくてたくさんあるわけです。そうすると、そこらが決まらなくて実際に動けないわけですね、条例をつくっても。それでまた事務がふくそうするんじゃないかということなので、そういうものがまた目の前に来たら国がやっとなんかどさどさとかよこすようなまねはしないでくれと、早目に早目にこちらが動けるように、国としてはやるべきことをきちんとやってほしいんだということはやはり町のほうからは強く言うべきでないのか。そういうことなんです。その点についての町長のお考えをお聞きしたいと、こういうふうに言っているわけです。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） ちょっと私の言い方が理解できなかったと思いますが、昨日この議論がございまして、私から答弁をしたとおりでございまして、国に対しても、こういう事務作業がいろいろと遅くなることによっての地方自治体の事務が大変煩雑になっているという実態、この点についてはさらに国、また北海道もそうですが、私から強く要請をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 天照大神にでもならないとちょっとわからないぐらい非常に難しい内容で、どこから手をつけていいのか、どういう質問をすればいいのか、非常に私自身難し過ぎて、なかなか大変なことを提案されているわけですがけれども、今回提案されている主な内容は、今、室崎議員も質問されておりましたけれども、個人住民税を年金者は65歳以上の人は天引きをするということ、あるいは寄附金、ふるさと納税制度を創設する、あるいは公益法人の一般法人同様課税をする、株式税制、上場株式等の譲渡と配当の損益計算の制度を導入するというようなことが主な内容ではないのかなというふうに思うんですが、今回この制度を改正するに当たって、厚岸町で必要となるシステム等の開発とか設置、これに伴う予算というのはどのぐらいかかるのか、そしてそれに伴う収

入はどれくらいを見込んでいるのか、その辺まず初めにお伺いをしたいというふうに思います。

ここで問題になっている大きな問題は、やはり年金からの天引きの問題だと思うんですね。特に町民が関心あるのは、65歳以上のお年寄りの方々から要するに来年の10月から年金から天引きをしますよということなんですけれども、こういうことについては、室崎議員もおっしゃっておいりましたけれども、介護保険料に加えて、今年の4月から国民健康保険料だとかが差っ引かれるようになっていくということに加えて、今度は個人住民税の特別徴収をするということなんですけれども、これについては国民的な議論というのはないわけですね。それで、政府あるいは与党の一方的な都合によってこれは年金の天引きを決めてきているというようなことで、後期高齢者の医療制度も含めて、こういうことがどんどんやられていくということに対しては、お年寄りの方々を本当に大事にする、そういう精神からいくと、全く逆の道を走っているのではないのかなというふうに私は考えます。そういう点では、これらについてはやはり慎重に対応していく問題ではないのかなというふうに思いますし、こういうお年寄りの方々が実際、特別徴収をしなければ住民税の徴収が不可能なのかどうなのか、非常に滞納が厚岸町では多いとか、そういうことが見受けられているのかどうなのか、その辺はどうなんでしょうか、実際には。その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、次なんです、公益法人の問題でちょっとお伺いしたいんですが、この問題も今度は課税をされていくということになりますけれども、今まで非課税であった公益法人が今度は課税される、これについてはどういうものを指すのか、もう少し詳しく説明をしていただきたい。今、室崎議員の質問では厚岸町には対象法人はないと言っています。わかりやすい対象法人について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、株式税制の問題ですけれども、これは非常に今の説明を聞いていてもほとんど私、理解することができないんですけれども、要するに、私たちはよく言っていますけれども、金持ち優遇税制を是正せよというふうなことを言っておりますけれども、これがどうなっていくのかということなんです。今回のこの税制の改正により、あるいは条例改正によって、厚岸町ではその対象がどのくらいあるのか、これについてもシステムをきちんとしなければ実施することができませんよね。これについてはどういう状況になっていくのか。これらについてももう少し詳しく説明をしていただきたいなというふうに思います。

最後ですけれども、ふるさと納税についてお伺いしたいんですが、これは各地方自治体がそれぞれ対策を立て始めていますね。NHKなんかでもニュースでもう宣伝するような状態ですから、厚岸町が取り上げられるというのは相当先のことだというふうに思うんですけれども、有名なところがどんどんこれを先行されると、厚岸町みたいな自治体は非常に大変な状況になるのではないのかなというふうに思うんです。そういう点では、厚岸町はどういうあたりに着目してこのふるさと納税に対して取り組んでいこうとしているのか、それについて説明をお願いしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からは特別徴収についてご答弁させていただきます。あとのことについては担当課から答弁をさせます。

ご案内のとおり、今回の町税条例の一部改正につきましては、国における地方税の改正に伴うものでございます。私といたしましては、この改正は納税者の利便性を向上させるとともに、徴収事務の効率化を図るという趣旨で行われたものと理解をいたしておるわけございまして、国の地方税法改正という中で、町税条例の一部改正を行っているということについてご理解いただければと思っております。

- 議長（南谷議員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 私からは8点ほどについてご答弁させていただきます。

例のごとく、答弁漏れがありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

まず、住民税の特別徴収に係るシステム開発等につきましてでございますが、今のところ全く未知数でございます。ただし、後期高齢等を参考にいたしますと、いわゆるリース料増のことになりますが、総額で考えますと1,000万円から1,500万円ですから、1,500万円として5年リースとして、300万円のリース料の上乗せが考えられるというふうに踏んでいるところでございます。

ただし、これも総務省からの通知でございますが、本年度中に当然システム開発をしなければ来年の10月には間に合いません。したがって、総務省からは、本年度中にシステム開発に対する経費については、地方交付税をもって全額措置するとししか通知が来ておりません。例えば、それぞれの団体においていろいろなシステムを使っていると思います。そのシステムによってかかった実費の何割だと、そういうことは一切情報として入っておりません。単に地方交付税において全額措置をするという表現にとどまっております。

それから、全国的に開発がおくれているのではないかとということでございます。これはまさしくそのとおりでございまして、まず来年の10月まで間に合うかどうか、システム開発が。要するに、システムエンジニアさんたちが、これは全国的な問題ですので、間に合うかどうか。これが最近かなり重大な問題になってきているようでございます。当町で委託してございます受託業者等の担当者と管内的にどうなのかというようなお話、情報を収集してみましたけれども、今のところ全くどのように改修し、どのようにやるのかと、社保庁それから我々でいうと共済組合等々との保険者とのやりとり、これをどのようにやるか、全く今のところ情報がないと。情報がないということは、開発のしようがないということで、大変遅れているということでございます。遅れば遅れるほど開発期間は時間が短くなります。そうすると、当然システム開発にもかかわるということとは言っておられました。

それから、慎重に対応していくべきだということでございます。これは議員ご指摘のとおり、そのとおり対応してまいりたいと考えております。

それから、年金から徴収すべき額についてでございますが、先ほど町概算での数字を申し上げたとおり、公的年金所得のみにしまして人数で260人、金額にいたしまして概算ではございますが800万円程度の額が年金の所得の額のみで、要するに特別徴収される額

ということになるかと思えます。普通徴収といたしましては約 2 億円、特別徴収では約 2 億円で、町税自体は 4 億円程度でございますから、800 万円のようなので 2 % 程度の割合になるかと、このように考えております。

それから、公益法人でございますが、現在、これに課税になる移行されるべき団体については、詳細な部分はおつかまえてございません。それから課税になるための移行期間 5 年間の間にどの段階にどの団体が認定を申請し、一般社団法人等課税になる団体になるかどうか、それから非課税になる公益社団・財団になるかにつきましては、今のところは町の法人税に関する電算処理、いわゆる申告書等において分析しかねますので、ご理解賜りたいと思えます。

それから、株式税制でございます。これにつきましても、システム上改修は当然必要でございますが、税率改正でございます、税率改正につきましても、それぞれシステム上、所得の種類の入力が的確にできれば、税率改正は単純に計算上のシステム改修でございますので、さほど改修に係る費用はかからないのではないかとこのように担当としては考えているところでございます。

それから、ふるさと納税でございます。各団体ホームページ等を見ますと、華やかなホームページが目に出てまいります。当町におきましては 5 月 17 日にアップロードさせていただきましたが、まことに貧弱なホームページでございます、反省しているところでございます。しかしながら、検索エンジンで検索いたしますと、厚岸町のあの字が 50 音順で出てくるのかどうかわかりませんが、一発目に出てくるようでございます。ごく簡単に、まずはわかりやすく全画面に出るようにつくったつもりでございます。それから申請書もダウンロード、ワード版、PDF 版、それから問い合わせ先の E メール等々を入れて、5 月 17 日にそうしたものについてホームページ等に掲載させていただいております。

それから、どのように取り組むのかということでございます。各団体のホームページを見ますと、基金を制定したりいろいろ取り組みがなされております。現在、税担当としては、基金について設立をしいわゆる特定目的基金等々にする考えは今のところ持ってはございません。これは始まったばかりでございますので、当然、町長、副町長、理事者を含めまして、この寄附金がどのようにすることによって集まりやすいのか、簡単に申し上げますと、特定目的にした場合、例えばプールを建てるための基金にしたいとかいった場合に、それであれば寄附はしないわという方がいるかもしれません。ですから、厚岸町のためにこのように寄附したい、何にでも使える厚岸町の発展のために寄附をしたいというような、そういうことで考えることを町長、副町長、理事者等と検討してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解賜りたいと思えます。

●議長（南谷議員） 10 番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっと何か勘違いをしているのではないかと思いますけれども、私、反対も賛成も別に言っているわけじゃないんです。大体、設立された今回の改正された意図については自分自身では理解しているつもりですから、そのことを私は特別言ったつもりはございませんので、何か勘違いしないようにしていただきたいなというふうに思

うんです。

それで、今、町長は、年金からの天引きについてご説明ありましたけれども、ただ、そういうことに対してそういう声もあるよということもやっぱりしっかり受けとめてほしいし、今回の後期高齢者の医療制度でこれだけ6月になってもまだ混乱しているわけですよ。そうであれば、やはりきちんとした制度として進んでいかないと困ると思うんですね。そうであれば、地域の住民の方々あるいは年金で生活をしている人たちに差があっては困るわけですよ。たったこれしかない年金から今度は住民税まで天引きされるかと、そうしたら年金でどうやって生活していくんだということに対して、大丈夫なんですよと、あるいは大変でしょうけれどもここはお願いしますとか、そういうことをきちんとやっていかないで、いきなりわからないうちに今度は、年金の通知書を見たら個人住民税も天引きされているということになって、あれもこれもかということになってしまっ、これではということに唐突になっては困るんです。

ですから、今回こういう状況になっていることに私自身は、はっきり言えば、できればこの問題はもう少し考えていただきたいなというつもりでいます。ですけれども今回こうやって提案されておりますから議論をさせていただきますけれども、結果的には、先ほど町長、室崎議員の質問にお答えになっておりましたけれども、一部の町は専決処分でもうやられているんです。ところが、一方、他の自治体を見ると、この問題はやっぱり非常に問題があるぞということで、もう少し慎重に対応しようということで、今回の議会でなくて、9月の議会にこの天引きの問題については議論しようというところも出てきているんです。

そうであれば、提案されている町長としては、今回こういう状況、今までの議論を踏まえていけば、やはり円滑な制度の導入だとか、そういうものも含めて考えて今回提案されているんだろうなというふうに私は理解しているんですね。ですから、何かはなからそういう答弁をされると、私としては非常に納得がいけないなというふうに思うんです。そういう点でやはり慎重に私は対応すべきではないのかなというふうに思います。

それで、今回、今課長のほうで説明をされておりますけれども、収入額と結果的にかかるお金と比較していったらどうなんだろうなというふうに思うんですね。そして、これがこの後どういうふうにまた変わっていくのか、非常に不透明な部分がたくさんあるのではないのかなというふうに思うんです。そういうことによる対応ができるのかなというふうに思うんですけれども、この点についてもう一度説明をしていただきたいというふうに思います。私は、この問題については、慎重に対応をしていていただきたいなというふうに思う次第であります。

それから、今回の税制改正でのふるさと納税についてなんですが、そうすると、まだ本当に具体的ところまではいっていないというふうに理解をするのか、やっぱり一定の目的もこれについては必要になってくるのではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺ではどうなのでしょう。厚岸町の行政運営の特色みたいなのもアピールする機会でもあると思うんですね、このふるさと納税制度というのは。そうであれば、その辺についてもう少し検討をしていていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。もう一度お伺いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

特別徴収につきましては、これから、先ほど担当課長から答弁いたしましたとおり、町民に対する周知を徹底しなければいけない、そのように考えます。議論がありましたとおり、国保、高齢者等々の特別徴収があるわけであります。この点は町民に理解を求めて周知をしていかなければならない、そのように私も考えておるところでございます。

また、ふるさと納税の件ですが、今でも寄附金というものがございまして、これこれに使っていただきたいという目的を持って寄附金を納める方もおります。しかし、今回のふるさと納税につきましては、果たして、目的を期しての基金なりそういう制度をつくったとした場合、私は、そのためには厚岸町には寄附したくないという方も出てくるのではなかろうかという感じもいたします。仮に体育館をつくる、そのためのふるさと納税を募金をするということであれば、厚岸町は体育館必要ねえじゃねえかということの考えのもとでそういうことになりはしないかということで、やはり今のところは厚岸町のために税金を使っていただきたいという趣旨の中で、広範囲の中でふるさと納税制度を利用いたしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私のほうから経費についての収入についてお答えいたします。

収入につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、地方交付税で全額措置をするという総務省の課長の通知がありますが、担当といたしましては、全額実費が地方交付税で措置されるというふうに考えないということが賢明な判断ではないかと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 個人住民税の年金天引きの問題ですけれども、今、課長がおっしゃったように、今までの制度導入で甘い言葉というのがいっぱいあるんですね。そして、交付税で見ましたとかということをずっと言ってきて、結果的には一定のツケはきちんと地方自治体に回して、それが地方自治体の一定の足かせになってしまうし、それが住民負担の増にもなっていくということになると思うんです。

ですから、この制度についてはやはりもう少し慎重な対応をとっていかないと、いいですよということでストレートに受け入れてしまうと、私は非常に後々また問題が出てくるのではないのかな、そのときにうまく移行できればいいけれども。今回、この説明を聞いていても、システム開発等に相当の労力を要さなければならぬ、あるいは体制をつくるにはそれなりの対応をしていかなければならないということを考えていくと、私は、この問題についてはもう少し慎重な対応をとっていかないと、大変なことになっては非常に困るというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、議員のほうからいろいろなご心配をいただきました。費用に係る問題ですが、社保庁、保険者、総務省からの情報、それからシステムの改修、さまざまな作業、調整、これらが必要になってまいります。しかし、今回この条例の改正案を出させていただいたものとそのことは、きちっとまた別の段階で検証する必要があるだろうというふうに思います。先ほども町長から答弁がございましたけれども、それらの調整が必要な部分、そういうことによって、私どもの事務作業がその施行日前後非常に忙しくなるということが予測されますので、それらについてはきちっと早目早目に情報をいただくように要請をしなければならないと考えております。今ご心配をいただいた点については、そういう観点から国等に対して要請をすべきだろうというふうに考えます。

一方、これは先ほどの13番議員さんのほうからもご指摘がございましたとおり、地方税法の一部を改正する法律によって、我々自治体にそのことの裁量できる余地があるのであれば、もう少し議論の余地も出てくるだろうというふうに考えますけれども、371条の7の2ですか、そこでもうするというふうに上位法が定められておりまして、これに従って私どもの条例も改正しなければならない、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

（「ちょっと時間、議事進行」の声あり）

●議長（南谷議員） 議事進行、はい。

10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的にこれ本会議ですから3回の質問しかできないんですよね。それで、今、副町長のほうからも答弁ございましたけれども、私としては、これをやった上で、あと導入に当たっても対応はまた別なことできちんと検討してほしいというのが今の副町長の答弁だったように私は受けとめているんですけども、またそういうものも含めて。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後12時00分休憩

午後12時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●谷口議員 勝手にとめないでよ。勝手にとめないでって。

- 議長（南谷議員） いやいや、だから。
- 谷口議員 勝手にとめないでって。
- 議長（南谷議員） 3回目が終わったんで。
- 谷口議員 だから、もう終わるから。
- 議長（南谷議員） だから、簡潔に何を言いたいのか、議事進行で言っているんだから。
- 谷口議員 議事進行って、ちゃんと。
- 議長（南谷議員） 動議出しているんですよ。動議の。
- 谷口議員 動議じゃないよ。
- 議長（南谷議員） 議事進行の動議をかけているというふうに理解したものですから、きちっとその旨を通告してください。
- 谷口議員 だから、それを今しゃべっている最中に何でとめなければならないの。何でとめなければならないのよ。
- 議長（南谷議員） 質問の途中のような気がしたんです。
- 谷口議員 質問しているわけではないよ。
- 議長（南谷議員） だから、はっきりと趣旨を。
- 谷口議員 そのために今、発言しているわけでしょう。最後まで聞けばいいでしょう。
- 議長（南谷議員） 発言に気をつけてください。
- 谷口議員 何ですか、それ。何を気をつければいいんですか、それじゃ。途中で割って入らないでください、議長は。
- 議長（南谷議員） 議長の権限で。
- 谷口議員 あなた、発言を封じるのかい。
- 議長（南谷議員） 封じる気はありません。動議の発議ですから。

●谷口議員 終わるまで聞けばいいでしょう。そんなに長々としゃべろうなんて気はないんだから。

●議長（南谷議員） 簡潔にお話ししてくださいと言っているんですよ。

●谷口議員 だから話しているわけでしょう。何で聞けないの。

●議長（南谷議員） 聞いていますよ。だから、皆さんにきちっとわかるように簡潔にお話をしてください。

●谷口議員 だから、わかるように話をしているでしょう。

●議長（南谷議員） 続けてください。

●谷口議員 そうしたら、今のあれは何ですか。今の休憩は何ですか。

●議長（南谷議員） 簡潔にお願いをしたと、休憩時間中に、はい。

●谷口議員 そんなものでないでしょう。何でそういうやり方をするわけだい。私、今、終わろうとしているのに、何でそんなこと言われなければならないの。そっちのほうの問題ですよ。私は別に長々とやろうなんて。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後12時03分休憩

午後12時04分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●谷口議員 議長にお願いですけれども、きちんと話は聞いてください。

●議長（南谷議員） はい。

私からもお願いがございます。やはり、きちっとわかりやすいようにお願いいたします。

（「いいから発言をさせろって」「発言しないように……」の声あり）

●谷口議員 あなたのほうが不規則発言でないか。何を言っているんだ。

いいですか、私は、本会議ですから3回しか発言できないんですよ。ですから、私はもう少し慎重な審議をすべきではないのかな。これは昼からでいいですから、まだ発言あるかもしれませんから、それが終わった後に皆さんに問うていただきたいなというふうにお願いをいたします。それだけなんです。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

再開は1時といたします。

午後12時04分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

先刻、10番、谷口議員から審議中の議案第55号について慎重な審議を要する旨の議事進行がございました。皆さんのご承認をいただければ、この扱いについてを協議し決定をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

意見を出してからの方がよろしいですか。

（発言する者あり）

●議長（南谷議員） 続けると。よろしいですか、それで。

それでは、審議を続けさせていただきます。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 私も正直言って、この条例、今日差しかえになりましたけれども、来年の4月からやるんだなということになりましたが、この新旧対照表を見て、担当課長は説明していただいたが、私自身は非常に本当にわかりませんでした。ただ、大まかに今言われたようなことは今回のことでやるんだなというふうに思いましたし、既に報道等ではこういったことでは国が決めましたよという報道がありましたので、いずれは各市町村でやらざるを得ないんだろうなというふうに思っておりました。

そこで、さきの後期医療制度の反省点というか、そういったことを考えると、これも同じようなケースというか、似たようなやり方というか、そういうことになるんだなというふうに察することから、まず、先ほどからも議論になっておりましたが、来年の10月から実施ということになるわけですが、その事前の周知の仕方、後期医療制度の場合は本当にわかり出したのは去年の後半ですよね。ましてや、12月過ぎてから具体的に動き出して、実施ということがばたばたと立て続けにいろいろなことが出てきたわけですが、今回はそういう意味では1年以上あるわけですがけれども、厚岸町でそれに該当する人は260人ほどというふうに明らかにされていますが、本人に事前に周知するというか、これは言われてもだれか人ごとのように思っている方もいらっしゃるだろうし、そういう意味では、該当者個々にどの程度の期間をもって周知すればいいと思っているのか。

先ほどの議論の中では、事前に十分に周知しますよと言っていますが、1カ月前も周知です、あるいは半年前も周知です。ぎりぎりのそれこそ2週間や3週間前ということはないでしょうけれども、先ほどの話では、今これからどういうふうなすり合わせというか、その徴収のシステムすらまだ考えられていないということからすると、本人に十分な期間というか、納得というか、承知していただけるような期間としてはどのように考えているのかというのが1つであります。

それから、こういう電算システムというのは、非常に人情というのはないわけですね。一定の枠の中で、後期医療制度もそうですけれども、国民年金1万5,000円以上あれば自動的に引いちゃうと。65歳以上の年金生活者の中でも、260人の中で、それぞれ年金の所得も違うわけですね。そういった意味では、人間のというか、状況ではこれから引いたら生活どうするんだろうねという感情的なものは出てくるわけなんですけど、こういうシステムで引いちゃうと、明日の生活というか、年金で生活を立てようと、計画を立てて生活してきた人にしてみれば容赦のないやり方なんですけど、その辺のところ、事前のというか、そういう状況調べというか、個々の実情というか、実態というか、そういうものを加味するとか、そういったことは考えていないのかということが2つ目です。

3つ目は、先ほどもお話ししたとおり、これからシステムを考え、社保庁あるいは総務省との関係も出てくるんですが、結果として、来年の10月1日、間に合わないとしたらばというか、今の状況では間に合わせようとしているんでしょうけれども、人数からすればできるんだろうというふうに察しますけれども、仮にこれが間に合わないとしたらば、どのような対応というか、実施時期はいつにというふうな、そこまで考えていないのかどうなのか、その辺のところをお伺いしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、周知の問題でございます。一般的に法令等の周知は6カ月前ということでございます。それに倣うつもりはございませんが、何段階かに分けて周知をしたいと。その理由としては、まだ明らかでない部分が多い。ですから、第1段階としては65歳以上になった方で10月1日から年金から天引きになりますという内容から始まり、だんだん具体的になった段階で、数回に分けて、十分理解できるようなものをもって周知をしたいと、それは対象者を絞ってきちっとしていきたいと考えております。

それから、電算システムの実態の件でございますけれども、これらについて加味する必要がないかということでございますが、この加味する必要は当然あるというふうに考えております。

それから、システム開発が間に合わない場合、これにつきましてはどうなるのかということでございますが、国は、間に合わない場合は特段の措置をとるということは一切、今の段階では言っておりません。したがって、どんなことがあっても間に合わさなければならないと、担当のほうはそうように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 段階的に周知すると。そうすると、1 回 2 回ではなくて、小刻みになるのか大刻みになるのかわかりませんが、実施者のほうとしては何回もというか、実施者はこれで終わりというまですべて出し尽くしたというか、周知し尽くしたというところまで、そういう考え方を持っているということでもいいですか。そのようにぜひとっていただきたいと思います。間際あるいはその後になって窓口に来るあるいは電話するというののないような、それこそ事前の徹底した周知というか、説明をしていただきたいなというふうに思います。

それから、個人の所得というか、年金の生活の実態、そういったことをある程度考慮するということですが、正直言って、今日お昼にもその話をやります。年金もらっているといっても、生活保護よりも低い年金の中で頑張っている方もいらっしゃるわけですが、その年金をもらっているという年金という一くくりにされて、大変な状況をこれ以上というか、町民の中にそういう個人差があるというふうに思いますので、その辺重々考慮していただきたいなというふうに思います。

それから、3 点目は、何が何でもそれに間に合わせるということですが、後期の場合は実施母体が広域連合ということですね。今回は直接町が社保庁との関係のやりとりになるかと思いますが、その辺のところは明らかになっていないのでしょうか、やり方として。システムのことは先ほど、業者はどこがふさわしいことを含めて、どういうやり方がいいのかということがまだ疑問のところが残っているようでございますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まず、周知の点でございます。小刻み、大刻み、いろいろあるかと思いますが、まずは10月から始まるということに始まって、終わりは当然、幾ら幾ら差し引かれますという回数になるかと思いますが、したがって、2 回以上は周知をしなければならないと、このように考えております。

それから、生活実態でございます。確かに、国の基準では年間18万円以下については対象外とされているところでございますが、それを超える年金の額については、年金に係る所得について特別徴収されるという法の規定でございますので、考慮してほしいというご要望であると思いますが、これにつきましては、事務方としては国に倣うしか方法がないと、このように考えております。

それから、直接町が処理をするということで、広域連合のような組織ではなく、厚岸町役場税財政課の担当が電算システム会社とのやりとりでやるということでございます。確かに省庁等とのお話はまだ全くついておりません。その以前にシステム開発をどうするかがまず問題でございますので、その辺を早急に手をつけて、システムを完成させ、それから社保庁それから共済等との協議に入って、万全を期すよう頑張っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 ちょっと疑問に、疑問というか、懸念することは、2 点目の個人の実情というか、国の基準に従ってやっていくよというふうに言われましたね。それはそうなんだろうが、実態というか、それに基づいて個人がそういう実情というか、生活に困るようになったらばというか、そういう実情にあった場合、当然聞く耳は持ってもらえるでしょうね。これは、法律がこうなってこういうシステムですから、あなたがどうなろうともという言われ方で終わったんでは、このシステムというのは恐ろしいというか、人間性が全くここで失われちゃうというか、そういう血も涙もないという、これこそまさしくそういうことになるんだろうと思うんですが、その辺のところはどう考えればいいのか、一町民としての行政の立場として。確かにそういうことは考えたくはないけれども、現実には起こり得る、あり得る実態ですよ。そこのところ、システムという強い権力的なやり方と実態との乖離というか、そういうことを考えると、やっぱり行政としてはそこは十分聞く耳、当然、対応する姿勢、それは国のほうでどのような指導をしているのか、あるいはそういう話し合いは一切ないんだろうと思います、こういうシステムを開発する立場では。しかし、都会と地方あるいは職業的な関係から、年金といえども千差万別というか、そういう違いをしっかりと見ていかなければいけない問題ではないかと思うんですが、その辺はもう一考できないものでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

聞く耳を持ってほしいということでございます。聞く耳を持っていないわけではございません。ただし、この法律は要するに国の法律で、いわゆる国の決めたことでございます。公平性を保つためにはそれに倣うのが我々の職務でございます。しかしながら、聞く耳を全く持たないということではなくて、いろいろな制度、例えば減免であるとか、そういうものを十分慎重に検討しながら、調査等を含めまして、できるものはできる、できないものはできない、そういうある意味、十分な調査を行って対応をしてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 この法律について、3 年越しの部分で、地方団体からの強い要望を受けたというような報道がありました。この 3 年越しの地方団体からの強い要望、僕ちょっと記憶にないんですけれども、厚岸町からの地方団体からのこの要望というのは 3 年前にされていたのか、されなかったのか、どういう事情なのかが全然ちょっと把握していないんですけれども、その点を 1 点聞きたいことと、あと、おおむねの枠組みのこの法律というのはあるかと思うんですけれども、今、税財政課長も説明にありました、100%決

まったことではないという理解を僕的にはしているんですね。この55号の部分については100%という形で条例改正を町としてはしようとしている。総務省の事情を受けて変えようとしている。ただ、まだまだ来年の10月に向けてこれからいろいろ中身の詳しい減免の部分だとか、それから所得割の部分でどこまで差っ引く対象をふやすのか減らすのかという議論がこれからもされていて、変更の余地はあるんだというふうな一部報道もされていますよね。これでもうすべてが決定ではないんだということで、理事者から議会のほうに何らかの委員会の形の招集を受けながらも説明を、例えば秋とかに変わってきた部分とか、来年になって変わってきた部分について説明等をしてもらいたいなという部分があるんですけれども、この2点についてちょっとお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まず、議案第55号については、審議の上ご承認いただければ、これは厚岸町税条例として決定することとなります。

それから、国のやり方につきましては、既に地方税法の一部改正が公布され、政省令も同日公布されてございます。ただし、政省令には細部にわたってのことまでは決定されてございません。通常、通達等によって細部にわたって後に取り扱い等について連絡が周知されるところでございます。したがって、報道があったということですが、私はちょっとその報道については承知してございませんが、来年の10月までには多種多様なそういう取り扱いについても、事務取扱についての指導等があるかと思えます。

それから、3つ目につきましては、今後の議会のほうへの説明につきましては、制度がだんだん具体化し、取り扱い方法等が具体化した段階で、各常任委員会等を活用しながら、できればその場で了解を得られれば、逐次、新情報を説明させていただける機会をいただければしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

●竹田議員 3年前に地方団体の。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきたいと思いますが、竹田議員がいろいろと資料等を調査する中で、3年前から云々というものがあつたと。実は、これは全国市長会それから我々の全国町村会で既に要望をいたしておるところでございます。具体的にその要望をお読みになりますか。今読んだほうがいいですか。ということです。そういうことでご理解いただきたいと思います。

●竹田議員 厚岸町としては知っていた。

●町長（若狭町長） もちろん、はい。

●竹田議員 わかりました。いいです。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 私のほうから、先ほど1番さんが言われた人情あふれる徴収業務ができないかということに関連して、ちょっとお聞きしたいんですけれども、年金から天引きされるといったときに、中にはやはり一月、二月、急な入院とか、生活費が急にかさんでしまうというような場合というのが想定されると。そういう生活費がかかるときに、年金からの税金の天引きを制度でいうと延納とか分納とかをしてほしいというようなものの中には出てくると思うんですよね。そういったときの延納・分納の取り扱いというのはどのようなになるのでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

現在の法で、法律、政令、省令にあってはそのような規定はございません。したがって、先ほど1番議員にお答えしたとおり、今後、総務省等々のほうでこれからの取り扱いについて、2番議員ご指摘のと通りのそういう事情のある方についての取り扱いが徐々に決定されてくると思います。そういうことで、現段階ではいわゆる人情あふれるそういう町としての取り扱いを今ここでしたいということはお答えできませんが、国の動向を見きわめつつ、それに沿った方向で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 確かにこの改正条例を読んでも延納とか分納というのはどこにも出てこないで、本当に機械的に先ほどから1番さんが言われているような天引きされるようにしかならないんですけれども、これは実際に町民と接する地方自治体のほうから強い声として、そういう制度というものをぜひ設けなければ安定的な町政の執行にも影響を及ぼすというようなことの中、強い声を上げていただきたいなと思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

現段階で町としてお答えできることにつきましては、町税条例の減免規定等に該当するかしないかの判断をどのようにするかによって、いわゆる住民税が1,000円課税になるところが、判断の仕方によっては減免になるという場合もなきにしもあらずというところがございます。したがって、先ほどご答弁申し上げたとおり、その辺の制度を十分活用しながら考えてまいりたいと存じます。ただし、新たなそういう減免制度、この

年金からの特別徴収に係る新たなそういう制度についての制定については今のところ考えていないということをご理解賜りたいと存じます。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。
税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 大変失礼しました。減免ではなく、延納・分納ということの質問のようでございました。大変失礼いたしました。

延納・分納につきましては、現行法上ございません。ただし、これからどのような国の動きがあるかわかりませんが、当然そのような事象が全国的に起きてくるということは考えられると思います。それらがあるかないかは今ここではわかりませんが、繰り返すようでございますけれども、そういう国の動きを注視しながら、制度ができた場合には十分活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。
11番、大野議員。

- 大野議員 先ほど町長の答弁で、竹田議員からの3年前に云々という議論の中で、厚岸町も要望していたと言いましたね。何かこっちから要望して総務省が法案をつくったような格好になりませんか。

- 議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狹町長） 先ほどもお話しいたしましたけれども、全国町村会は、我々が所属いたしております団体でございます。全国の町村自治体が加入をいたしております。全国市長会は、ご承知のとおり、市の自治体が加入をいたしております。そこで要望事項として全会一致で決定をし、国に要望をいたしたわけでございます。そういうことで、厚岸町も当然その一員であるという理解の中でご了承いただきたいと思います。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） 他に質疑がないようでございます。

先ほど10番、谷口議員さんからの慎重な審議を要する旨の議事進行の件につきまして、いかがいたしますか。

本会議を休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後 2 時28分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ただいま審議中の議案第55号については、休憩中に協議の結果、議長を除く15人の委員で構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

本案は、議長を除く15人の委員で構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、議長を除く15人の委員で構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 2 時29分休憩

午後 2 時35分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第56号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第56号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の内容を申し上げます。

議案書85ページをお開き願いたいと思います。

地方税法の一部を改正する法律が4月30日、法律第21号として公布されたところでございます。今回の厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、同法の一部改正に伴い、条例の関係規定について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方税法の一部改正に伴う引用条項の整理でございます。

改正要旨でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う引用条項の整理を含むものでございます。

議案書同じく85ページでございます。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、お手元に配付の議案第56号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の新旧対照表により行いたいと思います。

資料をご参照願います。

第1条の附則第12項の改正であります、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第19号）の一部改正に伴う引用条項の整理でございます。

この地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が平成20年5月30日、法律第49号として公布され、施行は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるということになっております。したがって、平成20年11月29日までに施行されるものでございます。

附則第12項中「第58項」を「第59項」に改めるものでございます。この附則第59項の概要でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第25条の2の規定により、鉄道事業再生構築事業等を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋または償却資産について、課税標準となるべき価格の4分の1とする内容でございます。鉄道事業者が一定の補助を受けて新たに取得した家屋を対象に、最初の5年度分に限るというものでございます。

この地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要は、継続が困難となるおそれがあると認められる鉄道路線について、自治体、鉄道事業者等の関係者が鉄道輸送の活性化を図るための計画、これは大臣認定が必要ですが、それを策定し、実施するというものの法律の内容でございます。

次に、第2条による改正でございます。附則第12項の改正でございますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日公布法律第48号）の施行に伴う引用条項の整理でございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになってございます。したがって、平成20年12月1日までに施行されるものでございます。

附則第12項中「若しくは第53項」を「、第53項」に改め、「第59項まで」の次に「若しくは第61項」を加えるものでございます。この法附則第61項の概要でございますが、公益社団法人または公益財団法人が所有する文化財保護法に定める重要無形文化財の公演。この公演は、公衆の面前で演劇、舞踏、音楽などを演ずることの公演の意味でございます。公演のための施設の用に供する土地及び家屋について、課税標準となるべき価格の2分の1とする内容のものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議案書85ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条の規定は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日。

第2号、第2条の規定は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律

第48号)の施行の日。

第2項、第1条の規定による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日(同法の施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

86ページでございます。

第3項、第2条の規定による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

なお、このたびの改正に伴う厚岸町都市計画税条例の課税については、厚岸町の都市計画税条例の課税については影響はございません。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第56号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長(南谷議員) これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 1条の関係でお尋ねしたいんですが、今、課長の説明では、今回の改正、1条、2条含めて該当するものはないというふうに説明されておりましたけれども、継続が困難または困難が見込まれる鉄道事業者に対し、地方自治体の支援により路線を維持していく仕組みをつくるというのがこの内容ではないのかなというふうに思うんですが、今後、例えばの話ですけれども、花咲線等が非常に経営が悪化したというような場合はその該当になるんでしょうか。

●議長(南谷議員) 税財政課長。

●税財政課長(佐藤課長) お答え申し上げます。

今、花咲線の例が出ました。花咲線につきましては、この地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の計画立案について、今のところその予定はないというふうにお伺いしております。仮にあった場合であっても、大臣の認定があるかどうかは今のところ定かではございません。したがって、今の段階ではその適用がなるかならないかについてはお答えできる時期ではございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長(南谷議員) 他にございませんか。

(なし)

●議長(南谷議員) なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第57号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第57号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

議案書87ページであります。

厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例ですが、北海道医療給付事業補助金交付要綱が改正され、本年4月1日から施行となっています。これまでは医療費の助成対象年齢は満6歳までとなっていました。改正後においては満12歳まで拡大された内容となりました。この改正に合わせ、厚岸町乳幼児医療費助成に関する条例においても同じ改正を行うものです。

改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております別紙説明資料、厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表1ページですが、まず題名の改正であります。対象年齢の拡大に伴い、題名中の「乳幼児」を「乳幼児等」に改めるものです。

第1条、目的においても、同様に「乳幼児」を「乳幼児等」とするものです。

第2条は、用語の定義ですが、同じく「乳幼児」を「乳幼児等」とするとともに、「満6歳」を「満12歳」とし、対象年齢を拡大しようとするものです。

第3条、受給資格においても、同様に「乳幼児」を「乳幼児等」とする内容です。

第5条、助成の範囲では、今回の改正で拡大される対象年齢6歳に達する次の年度から12歳に達する年度までにおける助成を入院及び指定訪問看護に限定する内容を加えるものです。

2ページになりますが、同条2項については、助成の額についての規定であります。助成の額については1項において記述していることから、これを削るものです。したがって、同条3項を2項に繰り上げるものです。

議案書88ページにお戻りください。

附則であります。本条例は、北海道の補助金交付要綱の改正における拡大部分の適用日に合わせ、平成20年10月1日から施行するものであります。

なお、この条例の施行日までの間、本制度の周知に努めてまいりたいと考えておりま

す。

以上、簡単な説明であります。提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 12歳まで引き上げることになるわけですが、この実施に伴って厚岸町はどのくらい該当者が出てくるのか。そして、それにかかわる費用等についてはどのように見積もっているというか、その辺についてちょっと説明いただきたいと思えます。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 今回の改正に伴う影響でございますけれども、実は、最後にその影響として申し上げるべく、いろいろ資料を検討いたしましたけれども、入院に關します今回拡大された部分の資料がございません。したがって、いろいろな展開を考えてみたんですが、幅が少し大きくなりました。それで、いろいろなデータはあるわけですが、それを組み合わせまして考えてみますと、約10人から30人くらいまでの幅の1年の推移が見込まれるという部分の中では、影響額としまして70万円から140万円程度の影響額があるだろうと、ただ、これは入院の話ですから、一概に医療費とは違ひましてなかなか特定しづらい部分がありまして、そのような状況になっているということでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第58号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第58号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

議案書89ページであります。

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

北海道医療給付事業補助金交付要綱が改正され、本年4月1日から施行となっております。この改正では重度心身障害者医療費助成事業における対象が拡大され、平成20年10月1日から精神障害者も対象に含めることとなりました。この改正に合わせ、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例においても同じ改正を行うものです。また、あわせて条例内の文言の整理も行う内容でございます。

改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております別紙説明資料、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表1ページであります。

第2条は、定義についての規定ですが、第1号における手帳と身体障害者の括弧書きを削る内容です。

第2号では、児童相談所及び更生相談所の括弧書きを削り、精神保健福祉法の括弧書きを加える内容ですが、このことに伴い文言を整理する必要性が生じたため、この号を全部改正するものです。

また、同項に新たに第3号を加え、精神障害者を対象とする規定を追加するものです。対象となる精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、精神保健福祉法施行令で規定する1級に該当する方とするものです。

第3条は、助成の対象についての規定であります。新たに加わった精神障害者に対する助成の範囲の規定を追加するものであり、精神障害者にあつては入院に係るものを除くとするものです。

議案書90ページにお戻りください。

附則であります。本条例は、北海道の補助金交付要綱の改正における対象拡大部分の適用日に合わせ、平成20年10月1日から施行するものであります。

なお、この条例の施行日までの間、本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の条例改正の対象者の拡大に伴う影響でございますが、平成19年度ベースで推計しますと、対象者については約6名程度であり、医療費の助成額としては約35万円程度と推計されます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（南谷議員） 日程第 7、議案第 59 号 厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
福祉課長。

- 福祉課長（土肥課長） ただいま上程いただきました議案第 59 号 厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書の 91 ページをお開きください。

本条例は、障害者自立支援法第 77 条の規定に基づき、町が行う事業として、自宅へヘルパーを派遣して家事援助を行う生活サポート事業及び厚岸町デイサービスセンターにおいて、通所される身体障害者の方に入浴や食事などのサービスを提供する町独自のデイサービス事業を行い、障害者の自立を支援する目的で、同法附則第 1 条第 2 号の定めにより、平成 18 年 10 月 1 日から実施してきております。

また、この条例の施行から今日までの間に、国は、制度の着実な定着と低所得者世帯に対する利用者負担軽減を図る必要から、平成 19 年度・20 年度の 2 年間、障害者自立支援法円滑施行特別対策事業として、サービス利用者の負担上限月額を 2 分の 1 から 4 分の 1 に引き下げて実施してきておりますが、当町では該当する方がなく、条例改正を見送ってきたところであります。

さらに、本年 7 月には、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、負担上限月額を原則 8 分の 1 まで引き下げる負担軽減策を実施することとしました。

そこで、厚岸町が独自に本条例で規定する 2 つのサービスの利用者負担上限月額についても、国の制度と同様の負担軽減策を実施するため、本案を提出するものであります。
具体的改正内容の説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案第 59 号説明資料、厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、第 6 条第 3 項第 2 号から第 4 号までの改正ですが、規定条文中に引用の障害

者自立支援法施行令の条番号に誤りがありましたので、これを訂正するもので、「第7条」とありますのを「第17条」に改正する内容でございます。単純な事務処理上のミスであり、大変申しわけなく、おわび申し上げます。

次に、附則第2項の負担上限月額の減額についての改正では、当分の間として、市町村民税非課税世帯に対する負担上限月額を、障害者自立支援法の規定で提供される障害福祉サービスの負担上限月額の2分の1に減額する内容としていたところ、これを全部改正し、生活保護世帯以外の世帯について、第1号の規定では、市町村民税非課税世帯となりますが、本来の負担上限月額では3万7,200円のところ、4分の1に減額し9,300円に、第2号の規定では、市町村民税非課税世帯のうち次の第3号に規定しております世帯以外の方、これは原則収入が80万円を超えている方となりますが、本来の負担上限月額では2万4,600円のところ8分の1相当の3,000円に改正し、ただし書きでは、特にデイサービス事業のみ利用の場合に限り16分の1相当の1,500円にそれぞれ引き下げる内容であります。

また、第3号の規定では、市町村民税非課税世帯で、さらに収入が80万円以下の方については、本来の負担上限月額では1万5,000円のところ10分の1の1,500円まで引き下げる内容に改めるものでございます。

それでは、議案書の91ページにお戻りください。

附則でございます。1項ではこの条例の施行期日を規定し、平成20年7月1日から施行するものでございます。

2項では経過措置を規定し、この条例の施行の日前に利用したサービスに係る利用者負担について、なお従前の例による取り扱いとするものでございます。

なお、本条例改正による影響であります。2つの事業のうち、現在まで生活サポート事業では利用者がなく、デイサービス事業のみ2名の方が利用されております。そのうち1名の方は、本来の月額上限3万7,200円が9,300円に引き下がりますが、この方の現在までのサービスの利用実績の平均負担月額が1,020円程度と改正後においても上限を大きく下回ることになりますので、直接の影響を受けません。もう一方の方は、本来の月額上限額2万4,600円が1,500円まで引き下がり、これまでのサービス利用実績の平均負担月額が2,040円程度ですので、差額の月平均約540円、年間約6,480円が個人の負担の減額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 3 時03分休憩

午後 3 時03分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第 8、議案第60号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
管理課長。

- 教委管理課長（須佐課長） ただいま上程いただきました議案第60号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。
議案書93ページをごらんいただきたいと思います。

厚岸町立学校の適正配置計画につきましては、学校の現状や将来を見据えた中で、学校関係者及び地域との協議を重ねつつ取り進めてまいりました。尾幌小中学校、上尾幌小中学校の保護者及び地域関係者との協議の中でご理解をいただいたことから、厚岸町立学校適正配置計画のとおり、平成21年 3 月31日をもって尾幌と上尾幌の小中学校を廃止し、真龍小学校及び真竜中学校へ統合することといたしました。

糸魚沢小学校につきましては、平成11年 3 月末をもって休校しておりましたが、これまで 9 年を経過した中で、糸魚沢地域の現状を考えたとき、少子化によって再開できる見込みがないことから、地域の自治会代表と協議を行い、最終的に糸魚沢小学校の廃校についてご理解をいただきました。このことから尾幌、上尾幌の各学校と同様の手続をすべく、このため必要となる厚岸町立学校設置条例の一部を改正するものであります。

なお、地方自治法第244条の 2 第 2 項、公の施設の設置、管理及び廃止に関する規定並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止に関する条例の規定により、重要な公の施設の廃止に関し議会の同意を求めるものです。

尾幌小学校は、明治33年 6 月、仮校舎での開校以来108年、平成20年 3 月末までの卒業生数は1,123名の卒業生を送り出しております。尾幌中学校は、昭和22年 6 月、小学校との併置校として開設以来、62年の歴史の中で、平成21年 3 月卒業予定者を含めて1,096名の卒業生を送り出すことになります。21年度以降の尾幌小中学校の児童生徒数は、小学校が13名程度で、中学校では 5 名程度の見込みであります。

また、上尾幌小学校につきましては、大正 8 年 4 月、尾幌尋常小学校上尾幌特別教授

所として開校以来、本年で90年となり、平成21年3月卒業予定者を含めて2,304名の卒業生を送り出すこととなります。上尾幌中学校は、昭和22年5月、小学校との併置校として開設され、昭和28年に上尾幌中学校校舎の建設とともに上尾幌中学校として独立しましたが、平成11年に現在の位置に小学校を併設し、小中学校統合を行ったところであります。上尾幌中学校は、開設以来62年間で、平成21年3月卒業予定者を含め1,291名の卒業生を送り出すこととなります。平成21年度以降の上尾幌小中学校の児童生徒数は、小学校が2名程度、中学校は4名程度で推移する見込みであります。

尾幌、上尾幌両地域では、それぞれ来年の開校に向け、学校と父母会、さらに地域の皆様との共同により、この1年間さまざまな行事が計画され、両地域の歴史を刻んできた小中学校の思い出を残す取り組みが予定されております。

さらに、糸魚沢小学校は、大正6年、菊池若松氏の私財の投入により真龍尋常小学校菊池特別教授所として開校以来、休校までの81年間で約600名の卒業生を送り出しております。平成11年3月21日には、休校記念事業として、約180名が出席し、盛大に休校式と同窓生の集いを行ったところであります。改めて閉校に当たっての地域としての取り組み予定はなく、静かに閉校を迎えたいとのことであります。

それでは、改正内容につきまして、お手元に配付させていただいております議案第60号説明資料、厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

厚岸町立学校設置条例第2条で、町立学校の名称及び位置を定めている別表をごらん願います。

小学校の部では、尾幌小学校、上尾幌小学校及び糸魚沢小学校の項を削り、さらに中学校の部では、尾幌中学校及び上尾幌中学校の項を削る内容であります。

恐れ入りますが、議案書93ページにお戻り願います。

附則であります。この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

このことをもって、尾幌、上尾幌、糸魚沢の各小学校、尾幌、上尾幌の各中学校が平成21年3月31日をもって廃止となり、それぞれ真龍小学校及び真竜中学校へ統合されるものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、学校の施設を廃止する場合、出席議員の3分の2以上の議員の同意を得なければならないので、起立により採決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（南谷議員） はい、ありがとうございます。

全員起立によりまして、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、議案第61号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算、議案第62号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第61号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）の提案理由を説明させていただきます。

議案書1ページでございます。

平成20年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）でございます。

平成20年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,123万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,780万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では3款3項、歳出では5款10項にわたって、それぞれ7,123万5,000円の補正でございます。

事項別により説明させていただきます。5ページをお開き願います。

歳入でございます。

11款1項1目1節地方交付税、これは普通交付税でございます。2,225万5,000円の減。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金149万円の増、この寄附金につきましては、2名様からの寄附金でございます。寄附者のご意向により、ご芳名は省略させていただきます。

21款諸収入、6項3目3節雑入9,200万円の増、釧路産炭地域活性化事業費補助金、いわゆる旧基金取り崩しの計上でありまして、それぞれ記載のとおり、事業採択を受けての予算計上でございます。

なお、事業別の内訳であります。老人福祉1,550万円。心和園入所施設整備分として1,290万円、なお、入所施設分の歳出予算につきましては当初予算に既に計上済みでございます。心和園施設改修分として260万円でございます。児童福祉施設100万円、保育所調理室整備分でございます。ごみ処理480万円、一般廃棄物最終処分場整備分でございます。農地90万円、町営牧場管理用機械整備分でありまして、歳出予算につきましては当初予算に計上済みでございます。食文化振興610万円、厚岸味覚ターミナル整備分。住宅

管理670万円、町営住宅梅香団地整備分。小学校2,040万円、真龍小学校改築、これはグラウンド整備事業分でございます。歳出予算につきましては当初予算に計上済みでございます。中学校410万円、太田中学校屋内運動場整備分。情報館運営2,240万円、情報館施設整備及び図書管理システム更新分。社会体育1,010万円、宮園公園パークゴルフ場管理棟整備分でございます。歳出予算につきましては当初予算に計上済みでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、7ページ、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費、15節工事請負費350万円の増、特別養護老人ホーム心和園整備事業、内容につきましては、床暖房ほかの改修費でございます。財源充当につきましては、入所施設分1,290万円、施設改修分260万円でございます。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、15節工事請負費でございます。保育所調理室整備事業、内容につきましては、真竜、厚岸、宮園各保育所の調理室改修費でございます。

9ページ、4款衛生費、2項環境政策費、4目ごみ処理費、工事請負費でございます。650万円の増、一般廃棄物最終処分場整備事業、内容につきましては、汚水処理施設の回転板取りかえでございます。

11ページでございます。

6款1項商工費、3目食文化振興費、工事請負費でございます。1,007万4,000円の増、厚岸味覚ターミナル整備事業、内容につきましては、コンキリエの暖房設備改修、レストラン内部の改装ほかでございます。

13ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、説明欄記載のとおり、太田8番道路整備事業における事業内予算の組み替えでございます。

4項都市計画費、3目下水道費、28節繰出金420万円の増、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

6項住宅費、2目住宅管理費、工事請負費900万円の増、町営住宅梅香団地整備事業、内容につきましては、給排水管取り替えでございます。

15ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金110万円の増、道立厚岸水産高等学校の若潮寮運営のための補助金でございます。寮運営につきましては、入寮生により寮費を徴収し、その寮費により寮運営を行うことが原則でございますが、現在、入寮生が3名で、この寮費では寮運営を賄うことができないため、寮運営に当たり不足する額を今年度に限り補助するものでございます。

3項中学校費、2目学校管理費、15節工事請負費550万円の増、太田中学校屋内運動場整備事業、内容につきましては、屋内運動場の屋根改修でございます。

5項社会教育費、6目情報館運営費3,000万円の増、情報館整備事業でありまして、内容につきましては、外壁改修、塗装として500万円、図書管理システム更新に係る備品購入費として2,500万円の計上でございます。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

1ページへお戻り願います。

債務負担行為の補正でございます。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正、追加でございます。事項、太田8番道路整備事業に関する債務負担。期間、平成21年度。限度額、1億7,377万1,000円でございます。

下段の表は、債務負担行為に関する調書補正でございます。ご参照願いたいと思います。

以上をもちまして議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号の説明に移らさせていただきます。

議案第62号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）の提案説明をさせていただきます。

議案書1ページでございます。

平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成20年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,915万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では2款2項、歳出では1款1項にわたり、それぞれ1,650万円の補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金420万円の増。

6款諸収入、2項1目1節雑入1,230万円の増、一般会計において説明申し上げましたが、釧路産炭地域活性化事業費補助金でございまして、事業採択を受けての予算計上でございます。充当事業につきましては歳出のほうで説明させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出でございます。6ページをお開き願います。

1款下水道費、2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、15節工事請負費1,650万円の増、コンポストヤード整備事業、内容につきましては、有機資源堆肥センター二次発酵槽ほかの改修でございまして、釧路産炭地域活性化事業補助金の補助対象事業であります。

以上をもちまして議案第61号及び62号の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本2件の審査方法についてお諮りいたします。

本2件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本２件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 3 時22分休憩

午後 4 時37分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第 9、議案第61号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算、議案第62号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、以上 2 件を再び一括議題といたします。

本 2 件の審査については、平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

14番、竹田委員長。

- 竹田委員長 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第61号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算ほか 1 件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第61号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第10、意見書案第8号 地域医療の確保に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（南谷議員） 提出者であります佐齋議員に提案理由の説明を求めます。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 ただいま提出させていただきました地域医療の確保に関する要望意見書につきまして、ただいま職員の朗読に尽きるわけですが、今月17日に福田総理大臣と舛添厚生労働大臣が、地域で深刻な医師不足の解消に向け、医師数抑制のために大学医学部の定員削減を決めた1997年の閣議決定を事実上撤回し、医師の増員など対策を検討していく方針で一致したとしております。

また、舛添大臣は、政府は従来、医師は十分だ、偏在が問題だと言ってきました。現実にはそうではないと、週80時間、90時間の医師の勤務を普通の労働時間に戻すだけで、勤務医は今の倍が必要だとして、医師の増員を目指す考えを表明しております。

また、厚生労働省の有識者会議では、今月18日、医師不足の解消への中長期的な展望を示し、安心と希望の医師確保ビジョンをまとめ、医師数を削減する従来の方針を転換し、大学医学部の定員増を明確に打ち出し、現行の臨床研修制度が都市部への医師集中を招いたとして、見直しを提言されております。

今まで地域医療への影響を懸念する与野党からも見直しを求める声が強まっているわけでございます。

賢明なる議員各位のご理解をいただき、ご賛同いただきますことをお願い申し上げます。提出理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 私はこの要望意見書について反対することはありませんけれども、やはり一つ視点が抜けているのではないのかなというふうに思います。今の説明とこの意見書の案の中に書かれているものに若干乖離があるのではないかなというふうに思うんです。

それで、医師不足をやっぱり解消するというのが何ととっても大事な問題ではないのかなということで、今回、福田首相も財政諮問会議等で医師不足解消を打ち出しておりますね。それで、問題は、医師養成の抑制を今までずっとしてきているわけですね。そういうことを今度は変えようということが一番大前提になっていかなければならないというふうに思います。

私は、ここに「地域医療を担う医師を養成し」というふうになっておりますけれども、医師の養成を抑制するのはやめるということをきちんと文言としてつけ加えていくべきではないのかなというふうに思うんですね。それでなければ、これは以前の要望と大して変わらないし、地域医療を担う医師を養成するということは、そうすると、一方で今度は町なかから医師が不足してくるというようなことにもなりかねませんので、医師の養成をやっぱり、今、片一方で歯どめをかけていますから、これが少しふえるだけで物すごい違いになってくるということを考えると、その辺を少しご検討いただけないものかなということで、ご意見を申し上げます。

- 議長（南谷議員） 6 番、佐齋議員。

- 佐齋議員 確かに今、谷口議員さんの言うとおりでございますが、医師研修制度の見直しの中で、ちょっと私も言葉足らずもございまして、この厚生労働省の有識者会議の中で、研修医が都市部の病院に集中し、医師の配置バランスが崩れたと現状を懸念し、地域医療への貢献を行う研修病院を積極的に評価するなどの制度の改定を急務とするということもうたっておりますので、そういうことをつけ加えますと、このままでよろしくご理解ください。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時48分休憩

午後 4 時48分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） ここで、時間の延長を行います。本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間の延長を行います。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第11、意見書案第9号 安定的な雇用確保に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（南谷議員） 提出者であります安達議員に提案理由の説明を求めます。

7番、安達議員。

●安達議員 ただいま事務局に読み上げていただいた内容に尽きるわけでございますけれども、つけ加えさせていただきますと、我が国の経済は、戦後最長の年月があって回復したと、よくいざなぎ景気を超えたと言われている中です。我々としては全く実感はないですけれども、そう言われている中で、雇用の実態はどうかと見ますと、パート、契約、派遣、嘱託等で働く方々の待遇は極めて劣悪なわけであります。正社員との賃金を初め労働条件の格差は余りにも大き過ぎるというのが現状であります。

昨年の数字では、非正規雇用者、これが1,700万人余りいると言われておりまして、全労働人口の30%以上の方が、働いても働いても生活保護基準またはそれ以下の賃金収入しか得ることができないという労働者が多いわけでございます。この状態が今後も続くようであれば、今後において大きい社会問題に発展するおそれがあるかなと、そのように危惧されるわけでございます。

一つの例を挙げますと、ついこの間秋葉原で起きた殺傷事件、加藤容疑者の取り調べが進むにつれて、その実態が一つ一つ解明されてきているわけでございますけれども、一つの要因として、いつ解雇されるかわからんと、そういうようなことも今回の事件の一つの発端にもあったのかなと、そのように思っております。人間があすの生活もわからん、自分の人生の設計も立てられない、こういうことであると、やはり人間というのは心身ともに正常な状態を失っていくのかなと、そういうような心配もあるわけでございます。

また、平成20年度の国家予算を見ますと、一般歳出の約46%、47兆3,000億円くらい一般歳出があるんですけれども、そのうちの46%くらいが社会保障費ということですが、

世間で言われておりますこういう方々が今後ふえていくと、将来大変な社会問題に発展する可能性が十分あるわけですね。ですから、こういうことを一日も早く解決していただくために、国に強く今回は要望しなければならないと、そのように考えて提出させていただいたわけでございます。

どうぞ議員各位の絶大なるご理解をお願いいたしまして、私の説明とさせていただきます。ひとつよろしくお願い申し上げます

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第12、意見書案第10号 地方税財源の充実・強化を求める要望意見を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります菊池議員に提案理由の説明を求めます。

9番、菊池議員。

- 菊池議員 ただいま上程されました意見書案第10号 地方税財源の充実・強化を求める要望意見書につきましては、職員が読み上げましたとおりであります。提出者といたしまして若干の説明をさせていただきます。

議員各位ご承知のとおり、平成12年以来、ここ数年にわたり、国の三位一体の改革により、地方交付税の削減と各種補助金の減額が顕著に続いております。最近の状況を見ますと、地方交付税は平成12年から平成19年度までおよそ毎年1億5,000万円くらいずつ減額されております。それが実態であり、町財政運営に厳しい状況が続いているのが現実でございます。行政サービス、病院経営、社会福祉サービス、ライフライン、教育などなど各方面の運営に厳しい状況が続いている状況にあります。

ご理解ある議員各位のご賛同を心からお願い申し上げまして、提案理由の説明といた

します。賢明なる議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、意見書案の提出の説明にかえさせていただきます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第13、総務常任委員会報告書を議題といたします。

今般、会議規則第77条の規定により、総務常任委員会が所管事務について調査した結果の報告書が委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第14、議会運営委員会報告書を議題といたします。

去る5月8日に、議長から議会運営委員会に対し3項目について諮問いたしましたが、今般、調査結果の報告書が委員長から提出されております。

調査の結果は記載のとおりであります。が、（１）と（３）については、各議員におかれましてはご理解の上ご協力をお願いいたします。

また、（２）の一般質問の回数制限については、後日、議員協議会を開催し、議員の皆さんから意見を聴取したいと思います。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第15、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、平成20年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後5時05分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年6月19日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員